

介護保険住宅改修にかかる高島市の考え方（Q&A）

項目	質問	回答
手すりの取付け	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要。
	両側に手すりを取り付けることは対象となるか。	原則、片側のみを対象としていますが、両側に取り付ける理由（麻痺がある・片側の腕に力が入らない等）がある場合に個別に判断しますので、理由書に必要な理由を記載してください。単に本人の希望等は対象外です。
	老朽化による手すりの取替えは対象となるか。	老朽化による手すりの取替えは対象外です。
	身体状況の変化による手すりの付替えや設置個所の変更は対象となるか。	身体状況の変化による付替えや移設は対象となります。身体状況の変化について理由書に記載してください。この場合、手すりの材料は既存を使用し、対象となるのは工賃のみが支給対象となります。
	以前に住宅改修にて浴室に手すりをつけていたが、浴室をリフォームしたため既存の手すりを取り外した。今回また同じところに手すりをつけたいが対象となるか。	手すりの付け替えについては、利用者の身体状況の変化等で新たな位置に取り付ける場合は対象となっています。この場合については、リフォームのために取り外したものを同じところに付け直すという理由であるため、対象とはなりません。
	階段に手すりを取り付けることは対象となるか。	階段への手すりの取付けは対象となりますが、1階で日常生活動作ができるよう検討した上で、次の項目について理由書に記載してください。単に本人希望のみでは対象外です。 ①2階に上がる目的 ②2階に上がる頻度 ③段差昇降能力の確認の有無 ④転倒歴・転倒頻度 ⑤リスク管理能力（認知機能面） ⑥生活状況
	手すり等を玄関から道路までの屋外部分に設置するのは住宅改修費支給の対象となるか。	敷地内であれば住宅内でなくても対象となります。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置（手すり）、通路へのスロープの設置（段差の解消）、コンクリート舗装（床材の変更）への変更等になります。

	以前住宅改修で取付けた手すりを故意に破損させてしまった場合、修理する工事は対象となるか。	対象とはなりません。 同じ場所に手すりをつける場合、身体状況等から高さの変更が必要などの場合に限ります。既存手すりの修理等は対象外です。
段差の 解消	どのような段差が対象となりますか。	敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床の嵩上げ、浴槽のまたぎを低いものに取り換える工事等が考えられます。 段差がわかるように、段差部分にスケールを当てて日付入りの写真を提出ください。
	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる
	(住宅改修)上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は、住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
	スロープが設置できない場合、スロープにかえて使用する昇降機等は給付対象となるか。 宅地の関係で(他の建物があるため)スロープを設置できない事例があります。	住宅改修の対象外です。 移動用リフトとしての段差解消機及び車いす用電動昇降機は福祉用具貸与の対象になります。
	スロープはどのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区分し給付すればよいか。	取付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とします。

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。
玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。
(住宅改修)脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又は、すのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。
平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様に「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

踏み台やスロープを接着剤で固定することは対象となるか。	接着剤での固定は原則、対象外です。ねじや金具で固定されているものが対象になります。支給申請時に固定されていることがわかる写真を提出してください。
一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。	移動という基本動作を支援するものであり対象となります。
上がり框の段差を緩和のため、式台を設置したり、上り框の段差を2段にしたりする工事は住宅改修の対象となるか。	式台については、ねじ止め等取り付け工事により固定されているものは床段差の解消として住宅改修の対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外となります。また、上がり框を2段にする工事も段差の解消として住宅改修の対象となります。
高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替えも、段差の解消として住宅改修の対象となるか。	段差の解消を目的とする場合のみ対象となります。
玄関の段差の解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差の解消に必要な費用として住宅改修費の対象となるか。	このような場合、スロープの設置工事に付帯するものと考えられます。
和式便器に洋風便座を置いて使用している。便座が高く、座るのが困難なため、便器の目の前に踏み台を設置する工事は対象になるか。	段差が解消されるわけではなく、便座に座るために高さを補うための工事であるため、対象外です。
段差の解消において根太は対象となるか。	状況によりますが、段差を解消する高さによって、根太まで取替えないと高さが合わせられない場合は根太まで対象となります。

	浴室をユニットバスに改修することで、床の段差と浴槽のまたぎの段差を同時に改修することは段差の解消として対象となりますか。	心身の状況により、次の3つのいずれかを目的としてユニットバスを設置する場合には、該当します。部分について按分などにより価格が算出できる場合には、住宅改修の対象となります。 ① 脱衣所と浴室の段差の解消を目的とする場合 ② 浴室の床を滑りにくい床材への変更を目的とする場合 ③ 浴室の床と浴槽底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとする場合 ※対象となる場合には、見積書にユニットバスの内訳を記載し、メーカーの振分け書(按分表)を併せて提出するなど、介護保険対象部分を明確にします。 ＜見積内訳の記載例＞ 段差の解消のために浅型浴槽に交換することは支給対象となります。(給湯器等は支給対象外) 『 ユニットバス〇〇円(内、浴槽〇〇円、床〇〇円、扉〇〇円、手すり〇〇円、その他〇〇円』と、介護保険対象部分がわかるように記載します。
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
	老朽化や腐食、車いす等の通行により痛んだ廊下等の床材を取り替えることは対象となるか。	老朽化や摩耗、消耗を理由とする工事は対象外です。
	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムをつけることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。
「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。
段差解消や通路面の変更で給付・補助の対象となる幅は決まっていますか	原則、独歩・歩行器・自走および介助用車いすの場合は1,000mm、介助者が側方に付き添う場合は1,500mm、を対象としています。しかしながら、個々の住宅の状況に応じて可能な工事内容等が異なるため、事例によって異なる場合があります。
現在のフローリングが滑りやすいため、滑りにくいフローリングに変更することは対象となるか。	身体状況等を考慮し、必要と認められる場合は対象となります。しかし、材質が変わらず滑りやすい状態が改善されない、単なる老朽化の場合は対象外です。必要に応じて現地訪問やカタログの提出を求める場合があります。
滑り止めの塗装を塗布することで滑りにくくするという改修は住宅改修の対象となるか。	対象であるが、同一箇所に再度、同一の工事をする場合は対象外となります。塗料の耐久年数を確認してください。
和室6帖の畳敷きでは躓きやすいため、床の間と押入れを撤去し床暖房付フローリング（8帖）に変更しますが、新たに物入を作る予定。この場合、すべて対象になるか。	介護保険では増設部分とは対象としないため、床下地組部分は和室6帖部分が対象となります。仕上げ材のフローリングは、居室に相当する部分が対象となります。ただし、床暖房部分は対象とならないため、同等のフローリング材で見積内訳は積算することになります。
廊下の床の取り替えについては、「滑りの防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」となっているが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象となるか。	老朽化や物理的・化学的な摩耗・消耗を理由とする工事は、床の修繕・補修工事にあたるため、住宅改修の対象となりません。

引き戸等への扉の取替え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
	扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、住宅改修の対象となるか。また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付けも工事についても、住宅改修の対象となるか。	利用者の身体状況と、カーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば、住宅改修の対象となります。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として対象となります。
	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸以外の門扉を引き戸へ改修する場合は、扉の取替えとして支給対象になります。ただし、既存の門扉が古くなったため、新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。
	引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、対象となるか。	動力部分の設置費用は保険対象とはなりません。
	扉そのものは取替えないが、開く方向を変更する工事（右開きの戸を左開きに変更する工事など）は対象となりますか。	必要性が認められる場合は対象となります。扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合や、ドアノブをレバーハンドル等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
	開き戸では開け辛くなり引戸に交換する場合、枠も交換する必要があるが、壁の補修も行う。全面の壁を張り替える場合は、住宅改修の対象となるか。	補修部分に該当する部分のみ対象となります。見積内訳は按分します。

	車いす利用者が浴室の扉を1人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象としてよい。引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能か。	要介護者等の身体状況や介護環境により対象となります。ただし、身体状況や介護環境に基づき工事が必要な理由が詳細に記載された理由書の提出が必要となります。
	トイレを利用する際、入口が狭く車いすの出入りが困難な場合、入口を広げて(袖壁の撤去)、開き戸から開き戸に変更するのは対象となるか。	被保険者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であるので対象となります。
	住宅改修の際に不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象になるか。	これらの費用は、「引き戸等への扉の取替え」「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯するものであることから給付対象になります。
	車いす等で扉を開閉するのが困難なため、通行を容易にするため既存の扉を撤去する工事は対象となるか。	対象となります。ただし、理由書に扉の開閉が困難な理由を記載してください。単に扉が不要という理由や老朽化による撤去では支給対象外です。
洋式便器等への便器の取替え	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い(低い)洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取り替えとして住宅改修の支給対象として差支えない。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となるため対象外です。
	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差支えない。

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないので、洋式便器の向きを変える工事は、住宅改修の対象となるか。	障害等に対応するように、現に使用している洋式便器の向きを変える工事も住宅改修の対象となります。また、当該工事のために、トイレ内部の中扉を撤去する必要がある場合は、この中扉の撤去費用についても住宅改修の対象となります。
便器の交換に伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除いて認められることになっているが、どの程度の工事が対象となるのか。	非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する場合には、便器本体工事とともに水洗化の工事が行われるが、このような場合、水洗化の工事は対象から除外する。「便器の交換」に付帯する給排水設備工事として想定しているのは、すでに水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、配水管の長さや位置を変える工事である。
現在使用している和式便器を取壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は、支給対象となるか。	和式便器のトイレを取壊し、別の場所に洋式便器をのトイレを設置する場合は、和式便器を洋式便器に取替えたこととなるため、住宅改修の対象となります。
既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置し、既存のトイレは、家族がそのまま使用することになる。	住宅改修の対象とはなりません。
トイレの給排水設備は対象となりますか。	便器の取替えに伴う給排水工事は対象となります。 なお、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化又は簡易水洗化にする工事部分は対象外です。
便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められています。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われますが、認められない工事の範囲とは、 ①浄化槽設置工事 ②公共下水道に接続する桝からトイレまでの排水管工事を指しますか。	非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取替える場合において、便器本体の工事とともに、配水管の長さや位置を変える工事を想定しています。
和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	住宅改修の対象とはなりませんが、腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

	TOTOが販売する商品「スワレット(和風改造用便器)」に対する保険給付は、特定福祉用具の「腰掛便座」として扱うのか、または、住宅改修の「洋式便器等への便器の取替え」として扱うのでしょうか。	スワレットについては、床にネジ留め固定をし、配管工事を必要とするものから工事を伴うものとして扱いますので、住宅改修として扱います。
その他	要介護者が子を住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。
	住民登録上の住所は変わらないが、住宅を建替えた。建替え前の住宅改修の費用はリセットの対象となるか。	住民登録上の住所での判断となるため、住所が変わらないのであれば建替えたとしてもリセットにはなりません。
	タイルなどの既存の浴室を取り壊しユニットバスにする場合、介護保険の対象となる項目はなにか。	ユニットバスに変更の場合、 ①床(段差解消もしくは床材の変更)・②浴槽(段差解消)・③建具(引き戸等への扉の変更)・④手すりの取付・⑤対象範囲の付帯工事が対象になりますので、面積等で適切に按分して計上してください。按分できない場合は、全額自己負担となります。 ・解体費・撤去費・給排水設備工事費などの付帯工事は①から④の対象範囲部分のみを面積等で按分してください。 ・一部(洗面所等)の壁を取り壊し、間仕切壁を移設しないとユニットバスが入らない場合、間仕切壁の復旧工事は付帯工事として対象となります。 ・申請の際に①から④の工事の必要理由を記載してください。
	家族が大工をしており、家族が住宅改修を行う場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象となり、工賃は支給対象外となります。 この場合の家族とは、同居しているもの、または3親等以内の家族です。 家族等が住宅改修を行う場合の費用は下記の場合について認められます。 ①被保険者が自ら材料を購入し、本人又は大工を営む家族等が改修する。 ②同居(同居＝住民票上同一世帯)していて大工を営む家族が改修する。 ③別居していて大工ではない家族が改修する。 ④別居しているが、被保険者と生計を同一にしている家族が改修する。 以上①～④については、材料費のみを支給対象とします。 ⑤別居していて大工を営む家族が改修する。 ※⑤については材料費・工賃ともに支給対象とします。

住宅改修を自分や家族で行う場合、見積書等はどのようなものを提出するのか。	材料費代のみが介護保険の対象となりますので、事前審査時には、購入予定先の業者（店舗）が発行する見積書か、部品の購入予定金額がわかる書類（カタログ）の写しと改修する箇所を記載した平面図及び写真を提出してください。 交付申請にあたっては、償還払いと同様に改修対象者本人宛の材料費の領収書、施工後の写真及び振込先口座の写しを添付してください。
本人または家族等による住宅改修は、材料の購入費のみを支給対象とするとあるが、家族ではない知人（大工や技術資格者ではない）が住宅改修を行った場合に、材料費の他に（業者より安価な）工賃を支給対象とすることができるか。	本人や家族等が住宅改修を行う場合と同様に、材料費のみを支給対象とします。
住民票を残したまま他市に居住している被保険者（対象者）の住宅改修は、給付対象となりますか。	住民登録地の住宅改修のみ対象となるため、支給対象外です。
1戸の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の取り扱いはどうに行うか。	住宅改修費の給付は個人ごとに行われるため、申請書は個人ごとに各々提出する必要があります。同一の住宅について、複数の被保険者が住宅改修を行う場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を確定し、その範囲が重複しないように行う必要があります。 例えば、階段に手すりを設置する工事について、同一の手すりに対して複数の被保険者が申請することはできません。
要介護者が子の住所等に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができますか。	介護保険の住宅改修は、住民登録地のみが対象となりますので、子の住宅に住民登録地が移されていれば、介護保険の住宅改修の支給対象となります。
住宅改修等の償還払いにおいて、着工時点においては存命であったが、住宅改修完了前に要介護者本人が死亡した場合は、住宅改修費の支給は可能か。	要介護者が死亡するまでに工事が完成した部分まで給付対象となります。
本人または家族が施工する場合、誰が作成した見積書を提出すればよいのか。	材料を販売した店舗等が作成した被保険者宛の見積書及び見積内訳書を提出します。
事前申請後、完了報告までの間に、変更、追加の工事が発生した場合において、どのような手続きが必要ですか。	何らかの事情で住宅改修の計画を変更せざるを得ない場合には、「住宅改修内容一部変更届出書」を提出願います。変更内容が大規模になる場合は、新たな見積り・図面の提出を求めます。 追加が発生した場合は、基本的に別の申請として取り扱うため、新たに事前申請をお願いします。ただし、事前申請前に施工しているものについては、自費となり申請できませんのでご注意ください。

住宅改修に付帯して必要となる住宅改修とは具体的にどのようなものか。		
	項目	付帯工事
	① 手すりの取り付け	手すりの取付けのための壁の下地補強等
	② 段差の解消	段差の解消に伴う改修設備工事等
	③ 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更	床材の変更のための下地の補強や材料の変更のための路盤の整備
	④ 引き戸などへの扉の取替え	扉の取替えに伴う間柱などの改修工事等
自宅の住宅改修を、大工業を営む家族が行いましたが、材料費の領収書は改修を行った家族が経営する会社が発行したものではなく、材料購入先の店のものでなければならぬですか。	⑤ 洋式便器などへの便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易化に係るものを除く）や床材の変更等
諸経費（現場管理費等）は、保険給付の対象となりますか。	原則的には材料購入先の店の領収書が必要です。 会社で材料を一括購入しているために、住宅改修の対象経費のみの領収書がない場合には、家族が経営する会社の領収書でもやむを得ません。 ただし、金額は通常考えられる程度の額でなければなりません。	
	住宅改修にいたるまでの手間を評価し、支給対象とします。なお、その額については、工事総額の10%程度を目安としています。	